

住宅のうち」を「に、」に、「地域をいう。以下この項及び」を「地域をいい、東日本大震災復興特別区域法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域を除く。」に改め、「」内において」の下に「、賃貸住宅のうち」を加え、「当該特定激甚災害地域内において」を削り、「（次項）を」（同項）に、「の百分の五十（当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時ににおいて法人税法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の七十）に相当する」を「に次の各号に掲げる被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時ににおける法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの 百分の四十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十）

- 二 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時ににおける耐用年数が三十五年以上であるもの 百分の五十六（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したもの

については、百分の二十八)

第十八条の三第一項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第八項第六号」に改め、同条第四項中「移転することとなった場合を」を「移転した場合を」に改め、同項第三号中「移転することとなった」を「移転した」に改め、同条第八項中「に規定する合併法人」を「の合併法人」に改め、同条第十一項中「に規定する分割承継法人」を「の分割承継法人」に改める。

第十八条の五第一項中「又は前条第一項の規定」を「若しくは前条第一項の規定又は単体特例規定(減価却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次条第一項において同じ。)」に、「又は第二十六条の四第一項の規定」を「若しくは第二十六条の四第一項の規定又は第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」に改め、「第十八条の四第一項」の下に「と」、「定める規定」とあるのは「定める規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定」を、「若しくは第二十六条の四第一項の規定」の下に「若しくは震災特例法第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」を加え、「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第二条第三十二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「を削り」、「同条第五項中

「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法」とあるのは「同法」と、「を」「第四十三条の三の規定」とあるのは「第四十三条の三の規定又は震災特例法第十七条の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定」と、「第六十八条の十八の規定」とあるのは「第六十八条の十八の規定又は震災特例法第二十五条の二第一項、第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定若しくは震災特例法第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第五項中」に改める。

第十八条の六第一項中「又は第十八条の四第一項の規定」を「若しくは第十八条の四第一項の規定又は単体特例規定」に改める。

第十八条の七第一項中「又は第十八条の四の規定」を「若しくは第十八条の四の規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税

関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（第四号において「震災特例法」という。）」を加え、「として」を「と、同項第四号中「定める規定」とあるのは「定める規定又は震災特例法第十八条の七第一項に規定する政令で定める規定」として」に改める。

第十八条の八第一項中「規定する避難解除等区域復興再生推進事業」の下に「（以下この条において「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）」を加え、「第四項及び第十一項第二号」を「以下この条」に改め、「第一号」の下に「及び第八項」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第五項中「当該法人が被合併法人となる適格合併が行われた」を「適格合併又は適格分割により当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転した」に、「第二号」を「第二号イ」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を削り、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業を廃止した場合 その廃止の日における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

二 合併、分割又は譲渡により避難解除等区域復興再生推進事業を移転した場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合併により合併法人に避難解除等区域復興再生推進事業を移転した場合 その合併の直前における福島再開投資等準備金の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 避難解除等区域復興再生推進事業を移転した日における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

第十八条の八第十二項を同条第十八項とし、同条第十一項第二号中「福島復興再生特別措置法第十八条第一項に規定する」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第八項又は第二十六条の八第九項に規定する」を「第十項又は第二十六条の八第十一項の」に、「第八項又は同条第九項」を「第十項又は同条第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の四項を加える。

13 第一項又は第八項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該福島再

開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転した場合（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の福島再開投資等準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額）とみなす。

14 前項の場合において、第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人のその適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「その適格分割の日を含む事業年度開始の日からその適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

15 第十三項又は第二十六条の八第十四項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）が福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものでないときは、その適格分割の日を含む事業年度終了の日における福島再開投資等準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第十七項の規定は、適用しない。

16 第十三項又は第二十六条の八第十四項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格分割の日を含む事業年度に係る第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定に規定する前事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、第十三項又は同条第十四項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が当該適格分割により設立された法人でないときは、当該分割承継法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額については、第四項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「その適格分割の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

第十八条の八第九項中「第二十六条の八第九項」を「第二十六条の八第十一項」に、「第十一項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「同条第九項前段」を「同条第十一項前段」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 法人で福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものが、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分割により分割承継法人に当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転する場合において、当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る施設新設等費用の支出に充てるため、当該適格分割の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される同項に規定するいずれか少ない金額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9 前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割の日以後二月以内に同項の福島再開投資等準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用

する。

第十九条第一項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める。

第二十条第十一項中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に改める。

第二十五条の二第一項中「当該各号の第二欄に掲げる期間」を「東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）」に、「第三欄」を

「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に、「次項」を「同項」に改め、同項の表を次のように改める。

法人	区域	事業	資産
一 東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定 地方公共団体（同法第四 条第一項に規定する	当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画 （以下この表において「認定復興推進計画」	産業集積事業（同法第二 条第三項第二号イ（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（建築物整備事業にあつては、認定復興推進計画の区域にお

復興推進計画（以下この号において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この号において「認定」と	という。）に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域	する場合を含む。）に掲げる事業をいう。）又は建築物整備事業（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。以下この号において同じ。）	ける市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備）
---	---	--	--

いう。)を受けた地方公共団体をいう。以下の表及び第四項第一号において同じ。)の指定を受けた連結法人			
二 東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた連結法人	当該認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号	賃貸住宅供給事業(同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業をいう。)	第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅
区域 口に規定する復興居住			

第二十五条の二第二項中「当該各号の第二欄に掲げる期間」を「指定期間」に、「第三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に、「第六十八条の九第六項第二号イ」を

「第六十八条の九第八項第二号イ」に改め、同条第四項第一号イ、ハ及び二中「第三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 第一項の表の第二号の第四欄に掲げる減価償却資産（同号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体（同表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供したものに限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

第二十五条の二第四項第一号に次のように加える。

へ 第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げる減価償却資産（ホに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の二十五（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

第二十五条の二第四項第二号に次のように加える。

へ 前号へに掲げる減価償却資産 百分の八（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）

第二十五条の二第五項及び第七項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第八項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「第五欄」を「第四欄」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる当該減価償却資産の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第十項中「修正申告書又は更正請求書に第三項」を「（第三項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項」に改め、同条第十三項中「第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「第六十八条の十一第二項及び第三項」に改め、「第六十八条の十四の二第二項」の下に「第六十八条の十四の三第二項」を加え、「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の五第二項及び第三項、第六十八条の十五の六」に、「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改める。

第二十五条の二の二第四項中「あつては、第十七条の二の二第二項」を「おける第十七条の二の二第二

項」に改め、同条第七項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第九項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改める。

第二十五条の二の三第一項中「又はホ」を「若しくはホ」に改め、「指示」の下に「以下この項及び」を加え、「から同日」を「又は同法第十七条の二第二項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日」に、「の間」を「の期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間）内」に改め、同条第二項中「から同日」を「又は同法第十七条の二第二項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日」に、「の間」を「の期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同法第十七条の二第二項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間）内」に改め、同条第四項中「あつては、第十七条の二の三第二項」を「おける第十七条の二の三第二項」に改め、同条第七項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第九項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改める。

第二十五条の三第二項第四号中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同条第三項中「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)」に、「は、当該を」の計算の基礎となる給与等の額は、「に」、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第六項中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に、「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改める。

第二十五条の三の二第二項第五号中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同条第五項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改める。

第二十五条の三の三第一項中「又はホに掲げる指示が解除された日から同日」を「若しくはホに掲げる指示が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該指示が解除された日」に、「までの間」を「までの期間(当該期間内における当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域(以下この項において「特定復興再生拠点区域」という。))の変更により新たに特定

復興再生拠点区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内」に改め、「期間（」の下に「当該期間内に同法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。」を加え、「（同法）を「（福島復興再生特別措置法）に改め、同条第二項第五号中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同条第五項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改める。

第二十五条の四第一項中「第四号及び」を削り、「第六十八条の十五の四第三項」を「第六十八条の十五の五第三項」に改め、「同条第三項中」及び「同条第四項中」の下に「「青色申告書」とあるのは「同条第三十一号に規定する確定申告書」と、」を加える。

第二十五条の五第二項中「第六十八条の九第六項第六号」を「第六十八条の九第八項第七号」に改める。

第二十六条第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「同項第五号」を「同法第四十二条の四第八項第七号」に改める。

第二十六条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「第十八条の二第一項に規定する」の下に「特定激甚災害地域（次項において「特定激甚災害地域」という。）内において、同条第一項に規定する」を加え、「同条第一項に規定する特定激甚災害地域（次項において「特定激甚災害地域」という。）内において」を削り、「の百分の五十（当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時に於いて法人税法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の七十）に相当する」を「に次の各号に掲げる被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時に於ける法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの 百分の四十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十）

- 二 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時に於ける耐用年数が三十五年以上であるもの 百分の五十六（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したもの

については、百分の二十八）

第二十六条の三第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に改め、同条第四項中「移転することとなった場合を」を「移転した場合を」に改め、同項第三号中「移転することとなった」を「移転した」に改め、同条第九項中「に規定する合併法人」を「の合併法人」に改め、同条第十二項中「に規定する分割承継法人」を「の分割承継法人」に改め、同条第十三項中「ほか、」の下に「第一項、第三項及び第四項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他」を加える。

第二十六条の五第一項中「又は前条第一項の規定」を「若しくは前条第一項の規定又は連結特例規定（減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次条第一項において同じ。）」に、「又は第十八条の四第一項の規定」を「若しくは第十八条の四第一項の規定又は第十八条の五第一項に規定する単体特例規定」に改め、「第二十六条の四第一項」の下に「と、「定める規定」とあるのは「定める規定若しくは震災特例法第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」を、「若しくは第十八条の四第一項の規定」の下に「若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規

定」を加え、「青色申告書」とあるのは「同条第三十一号に規定する確定申告書」と、「を削り、「同条第五項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法」とあるのは「同法」と、「を「第六十八条の十八の規定」とあるのは「第六十八条の十八の規定又は震災特例法第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定若しくは震災特例法第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」と、「第四十三条の三の規定」とあるのは「第四十三条の三の規定又は震災特例法第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第五項中」に改める。

第二十六条の六第一項中「又は第二十六条の四第一項の規定」を「若しくは第二十六条の四第一項の規定又は連結特例規定」に改める。

第二十六条の七第一項中「又は第二十六条の四の規定」を「若しくは第二十六条の四の規定又は減価償

却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（第四号において「震災特例法」という。）」を加え、「として」を「と、同項第四号中「定める規定」とあるのは「定める規定又は震災特例法第二十六条の七第一項に規定する政令で定める規定」として」に改める。

第二十六条の八第一項中「規定する避難解除等区域復興再生推進事業」の下に「（以下この条において「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）」を加え、「第四項及び第十二項第二号」を「以下この条」に改め、「第一号」の下に「及び第九項」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第五項中「当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併が行われた」を「適格合併又は適格分割により当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転した」に、「第二号」を「第二号イ」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を削り、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業を廃止した場合 その廃止の日